

「令和3年度文化経済戦略推進事業」実施業務 公募要領

1 事業名

「令和3年度文化経済戦略推進事業」実施業務

2 事業の趣旨

本事業は、文化や芸術への経済活動を通じた投資から創出された価値が文化や芸術に再投資される「文化と経済の好循環」の将来的な実現を目指すものである。令和3年度は、将来的に、文化芸術組織が自ら企業からの投資を呼び込み、取り組むべき文化芸術活動を推進できるようになることを目的として、文化芸術組織へのビジネスサポートの取組事例作り及び持続可能な取組のあり方の設計を行う。これに向けては、ビジネスサポートを実際の文化芸術組織で実証的に企画・運営し、あり方の検証等を行う。

3 事業の内容

別紙「仕様書」による。

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所及び問合せ先

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

担 当：文化庁文化経済・国際課

電 話：03-5253-4111（代表）内線4844

FAX：03-6734-3811

E-mail：kei-sai@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

① PDF形式にした提案書をメール添付にてkei-sai@mext.go.jpまで提出すること。

② ただし、メールサーバの容量の関係により10MBを超えるファイルは直接受け取れないので、上記アドレスにその旨連絡すること。ファイルサーバ経由の提出方法について指示する。

③その他

- 企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。

- 企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

(3) 提出書類

①企画提案書（電子データ（PDF形式））

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③その他必要と思われる資料

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和3年11月9日（火曜日）午前10時必着

提出先：上記（1）に示す場所。

※提出期限後の提出書類の受付や差替え、修正は認めない。

（5）その他

- ①企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ②企画提案書等は選定委員会員及び本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開又は特定の者へ開示を行うことがあるので、一切の秘密情報が含まれないものとし、公開に当たって発生するリスクについては提案者が負うものとする。
- ③採択された場合の企画提案書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

7 本件に関する質問等

様式は自由とし、質問者名、会社名、部署名、電話番号、メールアドレスを明記の上、上記6の（1）の電子メールにて行うこと。

回答に関しては、電子メールにて行うが、重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。なお、審査に関する質問については回答できない。

8 事業規模（予算）及び採択件数

本事業は、文化や芸術への経済活動を通じた投資から創出された価値が文化や芸術に再投資される「文化と経済の好循環」の将来的な実現を目指すものである。令和3年度は、前年度の成果や明らかになった検討課題をもとに、文化芸術組織が自律的に活動をしていくためのビジネスサポートを行っていく体制作りに向けた実証事業として下記の事業等を行うものである。

- （1）企業からの投資（寄附、協賛、収益性のある投資含む）が文化芸術組織に継続的に集まる仕組み・体制（ビジネスサポート等）の設計及び独立行政法人国立美術館（主に東京都に所在する施設を対象とすることを想定）において継続的に企業からの投資が集まるための職員の意識改革・組織体制等の実証（1～2回程度）
- （2）企業からの投資（寄附、協賛、収益性のある投資含む）が文化芸術組織に継続的に集まる仕組み・体制（ビジネスサポート等）の設計及び国立文楽劇場（大阪）において継続的に企業からの投資が集まるための職員の意識改革・組織体制等の実証（1～2回程度）

※ 各事業規模は、それぞれ1, 100万円程度

9 選定方法等

（1）選定方法

文化庁に設置する選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

（2）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（3）選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10 誓約書の提出等

- （1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。
- （2）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- （3）前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

1 1 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に事業実施条件を調整した上で、別途業務計画書を提出してもらい、条件の調整が整い次第、委託契約するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、業務計画書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約締結ができない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

1 2 スケジュール（決裁後すぐ予定）

- ① 公募開始：令和3年10月18日（月曜日）
- ② 公募締切：令和3年11月9日（火曜日）
- ③ 審査・選定：令和3年11月中下旬頃
- ④ 事業計画書の提出：令和3年11月下旬頃
- ⑤ 契約締結：令和3年11月下旬頃（目安であり変更もあり得ることに留意）
- ⑥ 契約期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

1 3 その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。
(文化庁委託業務実施要領：http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/r1389381_01.pdf)
- (2) 選定した企画の内容は、文化庁と選定者の協議の上、変更することがある。
- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしくお願ひいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものと含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・銀行振込依頼書